

傍 聴 要 領

栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 会議の受付は、先着順で行い定員になり次第、受付を終了いたします。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、事務局係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3の規定に違反したときは注意し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎたてる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。